

私たちは 結婚新生活を応援します

令和6年度 草津市結婚新生活支援補助金

先着
60件
程度

※予算がなくなり
次第終了します。

申請期間

令和6年6月3日

令和7年2月28日

補助金額

住居費、リフォーム費用および引越し費用を合算した金額。

ただし、世帯あたり上限

29歳以下
▼
60万円

39歳以下
▼
30万円

※千円未満の端数があるときは、切り捨て
※年齢区分は、婚姻日時点の年齢で夫婦のいずれかの高い方による

対象となる経費

令和6年4月1日から令和7年2月28日までの間に婚姻を機に要した費用で同期間に支払いが完了しているもののうち、以下に該当するもの

<住居費>

草津市内で居住する新居の購入または賃借に要した費用のうち、購入費、賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料が対象。

※賃料については、勤務先から住宅手当が支給されている場合等は、住宅手当分に相当する費用を除く。
※婚姻日より前に物件を購入した場合は、婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機に取得したものに限る。

<リフォーム費用>

草津市内で居住する住宅をリフォームする際に要した費用のうち、住宅の機能の維持または向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用。

※婚姻日より前に実施したリフォームについては、婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機に実施したリフォームに限る。

<引越し費用>

草津市内への引越しに要した費用のうち、引越し業者または運送業者へ支払った費用。

対象となる新婚世帯

次の①～⑦全てに該当する世帯

- ① 令和6年1月1日から令和7年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理されている
- ② 申請時点で、夫婦の双方または一方の住民票の住所が草津市内であり、かつ申請する住宅の住所と一致している
- ③ 婚姻日時点で、夫婦ともに39歳以下
- ④ 所得証明書をもとに、令和5年分の夫婦の合計所得金額を合算した金額が500万円未満
- ⑤ この補助金の交付を受けたことがない
- ⑥ 夫婦いずれの者も、草津市税および国民健康保険税の滞納がない
- ⑦ 夫婦の双方または一方が、本市、他市区町村または都道府県において同様の給付を受けていない

※令和7年3月1日から3月31日の間に婚姻届を提出される方は、別途お問い合わせ下さい。

申請の流れ

【申請者】
申請書類の
提出

【草津市】
申請書類の
審査・交付決定

【申請者】
交付請求書の
提出

【草津市】
申請者名義の
口座へ振込

※申請書類の提出はさわやか保健センター2階子ども・若者政策課へ直接持参（郵送申請、窓口時間外の受付はできません。）

※申請に必要な書類は、窓口で配布するほか、草津市のホームページからもダウンロードできます。

※令和5年度に同補助金の交付を受けた世帯であって、限度額に達していない方は、申請前に別途お問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

草津市役所 子ども未来部 子ども・若者政策課（さわやか保健センター2階）

TEL: 077-562-7882 FAX: 077-561-6780 E-mail: kowaka@city.kusatsu.lg.jp